

## 総合事業性の先行き

農協法などの改正案が国会で論議されている。法律の変更は当然ながら、農協の組織や事業に影響を及ぼし、それらのあり方を変化させる。

農協の組織や事業は、法律制度以外のさまざまな要因でも変化するし、現に変化してきた。例えば、今、系統ですすめられている組織整備がそれである。経済事業では既に26県で統合が行われ、県連合会は全農の県本部となった。このような事業ごとの実状によりすすめられている組織整備は、農協自体の組織や事業にどのような影響をもたらすのであろうか。

各事業に共通した考え方は「集中」である。営農指導面では早くから営農センター構想が出され、具体的な取り組みが行われてきた。また、購買事業では店舗の大型化が、営農資材についても基幹店への集中が、それぞれすすめられている。さらに、県全体という広域で効率的な物流を実現するため、配送センター建設への取り組みも開始されている

これらの結果、農協の店舗の姿が大きく変化している。これまで店舗はまさに総合事業性そのものであった。小規模ではあるが購買店舗を併せもち、信用・共済の窓口があり、営農指導員や生活指導員の机もおかれていた。このような店舗から指導事業が営農センターに集約されてなくなり、購買店舗も集約化されて農協の店舗から消えている。その結果として店舗に残る事業は、信用・共済の両事業が中心となる。このように、ことさら金融店舗を志向しなくても、実態的にはその方向にすすんでいるようにみえる。

一方では農協が事業機能の一部を外出しする動きも強まっている。その典型が協同会社化であり、生活購買についてはAコープ化とチェーン化がすすめられている。協同会社の是非やあり方についてはこれまでもさまざまな議論が行なわれてきた。その概要は本号所収の論文を参照頂くとして、もうひとつ注目すべき動きがある。それは新たな事業への取り組みである。このように現在の動きの特徴は、一部事業の外出しと同時に、新たな事業への取り組みが行われていることであろう。

これらの動きが問いかけているのは、今後の総合事業性の有り様であろう。これは基本的なあり方論にもつながるものであるだけに、当総研の基本的な調査テーマのひとつである。現在はいわば「何でもあり」の状況である。これが今後の農協のあり方にどのようにつながるか、が問われていると考えられるからである。

それだけに十分な議論が必要と思われるが、本号では、問題提起の意味で、協同会社化の動きや新たな事業への取り組み状況を取り上げてみた。